

八王子市障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の確認検査実施要綱

平成28年4月1日施行

平成31年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第51条の3及び第51条の32並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の5の27及び第24条の39の規定に基づき、指定事業者等、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は施設が八王子市に所在する事業者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項並びに児福法第21条の5の26第2項及び第24条の38第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た障害福祉サービス事業者等を対象とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、定期的に行う検査とする。

(2) 特別検査

障害福祉サービス事業者等の指定取消相当等の事案が発覚した場合に、随時行う検査とする。

(検査の方法等)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 一般検査

支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項並びに児福法第21条の5の27第1項及び第24条の39第1項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関して、書面による報告若しくは書類等の提示を求め、

又は対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所等一定の場所において面談により報告を求め、若しくは質問することにより実施する。なお、報告の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は、当該障害福祉サービス事業者等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

(2) 特別検査

指定取消相当等の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(3) 検査実施の通知

検査の実施に当たっては、対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。なお、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立ち入り時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

- ア 根拠規定及び目的
- イ 対象となる事業所
- ウ 日時及び場所
- エ 検査担当者の所属、職及び氏名
- オ 検査対象障害福祉サービス事業者等の出席者
- カ 準備すべき書類
- キ その他必要な事項

(4) 検査結果の通知

- ア 検査の結果、勧告等には至らないものの、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。
- イ 当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(検査後の行政上の措置)

第5条 検査の結果、支援法第51条の2第1項及び第51条の3第1項並びに児福法第21条の5の2第6第1項及び第24条の3第8第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないため、行政上の措置が必要と認められた場合には、支援法第51条の4及び第51条の3第3並びに児福法第21条の5の2第8及び第24条の3第5の規定により勧告、命令等の措置を行うものとする。

(1) 勧告

- ア 支援法第51条の2第1項及び第51条の3第1項並びに児福法第21条の5の2第6第1項及び第24条の3第8第1項に規定する厚生

労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

イ 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、報告を行うものとする。

ウ 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、市長が定める期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなく前号の定めによる勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 命令を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、報告を行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 必要に応じ、関係行政機関と協力し、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。